

9 気象警報発令時及び公共交通機関不通時の人間・環境学研究所に係る授業・試験の取扱い

(平成23年9月8日研究科教授会決定)

気象警報が発令された場合又は公共交通機関が不通の場合、学生の事故防止のため、人間・環境学研究所の授業・試験を次のとおり取扱う。

1. 授業の休止、試験の延期

- ① 下記の(1)又は(2)の場合、授業を休止し、又は試験を延期する。
 - (1) 京都市又は京都市を含む地域に特別警報、暴風警報が発令された場合、又は次の(イ)、(ロ)のいずれかに該当する場合
 - (イ) 京都市営バスが全面的に不通の場合
 - (ロ) JR西日本(京都発着の在来線)、阪急電車(河原町～梅田間)、京阪電車(出町柳～淀屋橋又は中之島間)、近鉄電車(京都～大和西大寺間)のうち、いずれか3以上の交通機関が全面的又は部分的に不通の場合
 - (2) 人間・環境学研究所長の判断による場合
- ② 授業・試験開始後に上記(1)又は(2)の事態が生じた場合は、授業を休止し、又は試験を延期する。

2. 特別警報、暴風警報の解除、公共交通機関の運転再開に伴う授業・試験の実施

特別警報、暴風警報が解除された場合、又は公共交通機関の運行が再開された場合は、以下の基準により授業・試験を実施する。

- ① 午前6時30分までに解除・運行再開の場合 1時限から実施
- ② 午前10時30分までに解除・運行再開の場合 3時限から実施

3. 特別警報、暴風警報の発令・解除、公共交通機関の運行の確認・周知

- ① 気象警報の発令・解除及び公共交通機関の運行の確認は、テレビ・ラジオ等の報道機関の報道による。
- ② 1時限開始後に上記1①の事態が生じた場合は、掲示等により周知する。

附 則

この取扱いは、平成23年9月8日から実施する。

附 則 (平成26年9月11日研究科教授会)

この取扱いは、平成26年9月11日から実施する。